

# 臨時報告書

本書は「金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項」および「企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 12 号および第 19 号」に基づく臨時報告書を、「金融商品取引法第 27 条の 30 の 2」に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET) を使用して、平成 21 年 2 月 27 日に提出したデータを出力・印刷したものであります。

**大日本スクリーン製造株式会社**

京都市上京区堀川通寺之内上る 4 丁目天神北町 1 番地の 1

E02288

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月27日
【会社名】	大日本スクリーン製造株式会社
【英訳名】	DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 橋本正博
【本店の所在の場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都(075)414-7155(代表)
【事務連絡者氏名】	経理戦略室長 巽光司
【最寄りの連絡場所】	京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1
【電話番号】	京都(075)414-7155(代表)
【事務連絡者氏名】	経理戦略室長 巽光司
【縦覧に供する場所】	大日本スクリーン製造株式会社東京支店 (東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

第68期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)において、当社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成21年2月27日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容ならびに損益および連結損益に与える影響

①関係会社株式評価損およびのれん一時償却費用の特別損失への計上

実質価額が著しく下落した連結子会社株式について減損処理を実施し、個別において関係会社株式評価損約52億円を特別損失に計上する予定であります。当該減損処理に伴い、連結においてものれんの一時償却額約13億円を特別損失に計上する予定であります。

また、実質価額が著しく下落した関連会社株式についても減損処理を実施し、個別において関係会社株式評価損約56億円を特別損失に計上する予定であります。当該関連会社については、持分法に準じた会計処理を適用しているため連結損益への影響はありません。

②事業構造改善費用の特別損失への計上

当社では、急激な事業環境の悪化に対処すべく、事業の見直し、組織・事業所の統廃合、人員削減等を柱とする再建計画の策定を進めております。これら再建策の実施にあたり翌期において発生が見込まれる割増退職金等の費用を見積もり、個別にて約50億円、連結にて約80億円を事業構造改善費用として特別損失に計上する予定であります。

③繰延税金資産の取り崩し

当期の業績見通しの悪化を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、単独(個別において)の繰延税金資産を取り崩すこととし、法人税等調整額(税金費用)約112億円を計上する予定であります。

以 上